

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。
ただし、次の児童は対象外です。

・右ページの「臨時福祉給付金」の対象となる児童

・生活保護制度の被保護者にあたる児童
・平成26年1月2日以後に生まれた児童は対象外です。

○注意点

・右記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、平成26年3月に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含みます。

・平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

■支給額

対象児童1人につき10,000円

■ご注意

・申請期間などは、各市区町村により異なります。下野市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

・「臨時福祉給付金」が優先されます。対象となる場合は、右ページの申請が必要です。

■公務員の方へ

公務員の方の申請は、平成26年7月15日(火)から受付を開始します。

勤務先から交付された、**児童手当(特例給付)受給状況証明書**及び**申請書**を郵送(こども福祉課宛)または下記窓口にてお手続きください。

■公務員の方の受付窓口

こども福祉課(石橋庁舎1階)・市民課国分寺窓口(国分寺庁舎1階)・市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

■公務員の方の郵送先

〒329-0594 下野市石橋552番地4 下野市役所 こども福祉課

公務員の方には市役所から通知が行きませんので、お忘れないうちにお手続きください。

対象者診断チャート

